

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和2年度 教育委員会 第2回定例会)

開会 令和2年5月19日(火)  
午前9時00分  
場所 西宮市役所東館大ホール

閉会 令和2年5月19日(火)  
午前10時35分

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員	委員 前川 豊	
会議に出席 した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	学校改革課長	河内 真
	教育次長	佐々木 理	学校教育課長	木戸 みどり
	教育総括室長	薩美 征夫	学校保健安全課長	中前 洋一
	参与(人事担当)	八橋 徹	学校給食課長	西川 哲
	参与(西宮浜担当)	清水 孝茂	生涯学習企画課長	中島 貴子
	社会教育部長	上田 幹	教育企画課係長	瀧井 佑介
	学事・学校改革部長	津田 哲司		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育職員課長	秦 淳也		
学校管理課長	山下 博之			
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 報告第10号 学校給食審議会委員の委嘱の件 (学校給食課)
- 議案第2号 西宮市立学校の学校事務職員の職務規程制定の件 (教育職員課)
- 議案第3号 西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件 (生涯学習企画課)
- 議案第4号 西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件 (教育企画課)
- 報告第11号 令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)  
(4月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 (教育企画課)
- 報告第12号 令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第3号)  
(専決処分 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 (教育企画課)
- 報告第13号 学校医の解嘱及び委嘱の件 (学校保健安全課)
- 議案第5号 令和3年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件  
非公開 (学校教育課)
- 議案第6号 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 (学校教育課)
- 議案第7号 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 (学校教育課)
- 議案第8号 西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 (学校教育課)
- 議案第9号 西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 (学校教育課)
- 議案第10号 高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事にかかる  
工事請負契約締結に関する意見決定の件 (学校管理課)
- 議案第11号 甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる  
工事請負契約締結に関する意見決定の件 (学校管理課)
- 議案第12号 西宮市立学校条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (学校改革課)
- 議案第13号 令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第4号)  
(5月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 (教育企画課)

<一般報告>

- 一般報告① 臨時休校中の児童・生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

9名

重松教育長	<p>ただいまより、令和2年度 第2回 教育委員会定例会を開催いたします。本日は前川委員より欠席との届けを受けておりますので、議事録署名委員には側垣委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、3月の定例会及び臨時会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。本日は傍聴希望者が9名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第6号から議案第9号は委員名を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、今後の選定に支障を来すおそれがあります。</p> <p>また、議案第10号から議案13号は市議会に付議する案件のため、現時点では公表されておられません。</p> <p>なお、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>今回は、日ごろのあり方について考察をしてみたいと思います。</p> <p>授業といいますと、教師が教科書を用いて教科、科目などの内容を学習者に説明し、解説する方法が代表的な形になっています。その中で、その授業が何を目的に行われているのか。それを受けることによって、受講者は何が達成されるのかが明確になっている点が授業の特徴だと思っています。今回、新しい学習指導要領では、それに合わせて子供たちが自ら考え、対話しながら学んでいく、みんな</p>

で考えを深めていくということが大きな目的になっています。

ですから、ただ単に授業を受けるだけではなくて、自分たちで考えて、話し合っ  
て授業を展開していくということが、今回の学習指導要領では新たな授業方法と  
して示されているわけです。

しかし、今回コロナウイルスがこのように広がって、学校が休業になったことによ  
って、授業ができない状況になっています。そこで今、オンライン授業が注目  
されており、この授業をやっていく必要があるのではないかとされています。

ただ、この情報教育、インターネットによる教育につきましては、このような状  
況があります。

日本では1990年代、本当に日本がある意味世界で一番、ジャパンアズナンバー  
1と言われたころで、このころにインターネットなど、色々なものが発達しま  
した。それで特にVI&P通信サービス、ビジュアル、インテリジェント、それ  
からパーソナルということで、世界中に、日本はこのような情報教育をこれから  
4分の1世紀、25年間で日本中にやっていくと発表しました。それが非常に最  
先端であったので、情報教育については日本が最先端にあるのではないかと  
言われていました。

特にパーソナルな部分で、日本では携帯電話が非常に広く使われたという特徴が  
あります。アメリカはそれに対して、携帯電話ではなくコンピュータを用いると  
いうことで、クリントン大統領のときに情報スーパーハイウェイ構想というの  
を作って、インターネットで授業をやるなど、インターネットでいろんな情報交  
換をすることで発達しました。そこで日本を追い抜いて、アメリカがナンバー1  
になったという経緯があります。

ところが最近、中国が5Gを開発したので、今は中国が情報分野でナンバー1に  
なっているという状況があります。

そのような流れの中で、子供たちがオンライン教育をどう進めていくかというこ  
とでよく言われるのが、PISAの調査です。調査の参加者がコンピュータを使  
って試験問題を解いていくのですが、その回答入力にキーボードを使います。キ  
ーボードは授業でも使うのですが、日本の場合、生活の中ではコンピュータより  
も携帯電話が中心になっていますので、どうしても指で画面をタッチして入力す  
るという形に慣れてしまっており、授業以外でキーボードを余り使いません。日  
頃の生活の中でキーボードを余り使っていないため、キーボードによる入力ができ  
なかつたという状況があります。

さらに、日本の子供たちの特徴として、情報教育というか、コンピュータを使っ

て宿題をやるということが非常にできていないという状況があります。ゲームや、子供同士で通信するなどということについては、非常に発達しており、PISAの調査に参加したOECD加盟国の中でもトップクラスの状況になっています。逆に、先ほど言った、コンピュータを使った調べものや、勉強などということについては、非常に低いという状況があります。

日本の場合は学校で授業を受ける、塾で勉強するなどという場面で、フェイスツーフェイスの授業をやっているというのが一つの大きな特徴だと思っています。これをオンライン教育にするためには、どうすれば良いのかということが、今後大きな課題になると思っています。

それからもう一つの特徴は、年代、年齢的な差がありまして、年代的な区分で1960年から74年はX世代と言われていています。

それから1975年から1990年がY世代、いわゆるミレニアル世代と言われていています。

Z世代というのもありまして、1990年から2000年に生まれた子供たち。今もう20歳前後や20歳以上になっていますが、そういう子供たちです。

そういうX世代、Y世代、Z世代で言いますと、X世代はアナログ世代、Y世代はアナログとデジタル両方を扱っており、しかもデジタルがある程度使えるようになっている。ただZ世代はほとんど全部インターネットで生活している。ですからインターネットを通じた情報について全く抵抗がない、インターネット世代という特徴があります。

大きな違いは何かというと、日本の場合も同じようにY世代のところは1982年から90年代に当たるので、俗に言うプレッシャー世代や、さとり世代、ゆとり世代などと言われていています。Y世代がちょうどそのゆとり世代などに当たるわけですが、その子供たちの特徴は、携帯電話を使っていますので、コンピュータを使って物事を考えるということは余りやっていないという特徴があります。

それともう一つ大きな違いは、言葉の問題です。言葉には表意語と表音語があります。英語は表音語ですので、ウォーターならWATERと綴りを聞いてわかります。ところが日本の場合は、漢字と平仮名があるので、水という漢字1字でそれがわかるわけです。ですから言葉だけで意味がとれる表意語となっています。

そのことからいくと、コンピュータを使うときにキーボードでは、表音で打つわけです。ところが言葉として出てきたときは表意語で出てくるので、その間のギャップが非常にあるという問題がでてきます。ですからそれを今後どうするかという問題があります。ただ、その意味でいきますと、映像を見ることについては

全然問題がないので、言葉としてとったときにどう伝達するかという問題も含んでいるということがあります。

それともう一つ、今、人生100年時代になってリカレント教育が非常に発達してきていますので、学び直すということで、一般企業ではかなりインターネットを使ってやっています。そういう意味では抵抗がなくなっているという部分があります。ですからそれぞれの課題や状況があって、それぞれの国の違いがあるので、それを日本としてどうするかということがあります。しかし、コロナウイルスによるこのような状況では、これからはオンライン教育を進めていかなければいけない状況になるだろうということと、今までの授業のあり方がここで大きく変わると思っています。

9月入学など色々な話も出てきていますが、多分今までと違った授業のあり方、それから人間関係の作り方などということが出てくるでしょう。ですから、一つの大きな教育のあり方の転換点にきているのかなと思っています。

最初に言いましたように、新しい学習指導要領では、子供たち自ら考えるというものがありますが、それと合わせてオンライン教育をどうマッチングさせるのかということが、今後大きな課題になると思います。従来のようにただ知識を身に付けるだけではなく、それに合わせて知識をどう活用するか、ということこれから問われることとなります。AIの時代になっていますので、そういうことがこれから大事になると思っています。

それで、オンライン教育を進めた場合でも、オンライン教育にも二つあるようで、一つは遠距離授業という形で従来の授業形式でやるもの。もう一つは録画したものを流し、それを見て授業を受けるという形態です。

もちろんそれぞれにメリット、デメリットがあります。遠距離授業のメリットは、教師は生徒の顔を見ながら学習をすすめる、リアルタイムで反応が返ってくるので、それを把握できる。ですから、教室で授業をしているよりも、インターネット上に流れている子供たちの顔をはっきり見ることもできます。ああ、しっかり聴いているな、横を向いたらだめでしょう、といったことも言えますので、そういう意味ではフェイスツーフェイス、直接ではないのですが、対面で授業ができるという良い面もあります。子供たちにとっても普通の授業と同じように見ることができるので、良い面もあります。ただ、デメリットは、これを使いこなすには先生の技量が必要ですので、簡単にはいかないようです。兵庫県でも須磨学園がインターネットで授業をやっているようですが、軌道に乗るまでにやはり何年もかかったみたいです。ちょうど新型インフルエンザが10年前にはやったときに、

インターネットを入れてオンライン授業をやったみたいですが、簡単にはいかず、かなりの時間がかかったそうです。最近、大学もオンライン授業をやっていますが、東大や、早稲田などでも、開始前に教師の研修をかなりやっているそうです。場面ごとであったり、また、色々な状況に対して、子供たちからどのような反応が返ってくるのかなど、研修を重ねながら準備を進めていくということが必要になってくると思います。

もう一つの子供たちにとってのデメリットは、やはり家庭の通信環境がどうなっているのか。ただ単に、言葉を流すだけならいいのですが、映像を流すときにその映像がうまく流れるかという問題があります。途中で止まった場合どうするか、ほかのケアをどうするか、などの問題があります。

同じように動画を使った場合ですと、一度それを撮っておけば何回も使うことができるという利点があります。授業のやり方として、いい授業を撮っておけば、それが何回も使えます。

子供たちにとっては、自分のわからないところを、そのビデオを見返すことによって、ああ、ここはこういうふうに説明してくれたのだなという復習ができる。先のオンライン授業でもビデオで撮っておけばできるわけですが、ただ、そのオンライン授業は生で授業をしています。その意味で言えば録画は整理した授業の形がとれるので、良いということがあります。

デメリットとしては、動画を作成するのにかなり時間がかかります。ですから今、大河ドラマを放送していますが、6月からはもう映像が撮れないので放送できないという話になっています。これは、動画を作成するには、相当な時間がかかるということを表しています。それから、わからないところをもう一回見直せるというメリットもありますが、これもやはり家庭の通信環境に大きく影響されることとなります。

今後は、今それぞれの家庭の状況がどうなっているか等の調査をしていますので、その結果を受けて、市としても適切な対応を行い、今後オンライン教育を進めていけるようにしていきたいと思っています。

それから、今後の大きな課題ですが、一つの問題として教師の問題もありますが、子供たちが文房具のように使いこなせるようになる必要があるという問題があります。中学校、高校ぐらいであれば大丈夫でしょうが、小学校の、特に低学年の子供たちに、これをやるとしたら、その使い方があります。

それからもう一つは、オンライン授業はきちんと決められた時間にできますが、録画した動画だと、まあ後から見たらいいだろうなどとなってしまうと、時間の

管理が難しくなります。学校ですと1時間目に何があって、2時間目は何という授業をきちんとやっていっていますが、果たしてそれができるのか、という問題があります。きちんと時間を決めて計画を練った形でやらないと、オンライン教育はなかなか難しいのかなと思います。

それともう一つは、自分で調べて、それで学んだことをもう一回自分でまとめるという、要するに実際に文字で起こしてということをやする必要があります。ただ見ているだけでは、全然定着しませんので、それがきちんとできるかという問題があります。ですから今日、学習したことを自分のノートに一回まとめ直して、それについてわからなかったことを今度は次回に質問するなどという機会があれば、この授業は非常に良いのかなということを考えています。

最後に、教師が子供とのやりとりのことで、クラス全体の成果物を見るという意味で、データは簡単に取れますが、その間一つ一つの問題に対応できるかという問題もあります。授業ですと簡単にできますが、こういうオンラインですとそれぞれ子供と結んでいかなければならないので、その部分ではなかなか難しいと思っています。ただ、これからこの教育が非常に重要になってくるし、こういうやり方をやっていかないと、世界の中での授業のあり方が変わってきていますので、いろんな調査もこれに基づいてやっていっています。それを自由に使える、しかも自分のものとしてやっていける、そういう能力がこれから非常に大切になるのかなと思っています。

ただ大きな問題は、実験など実際の体験が重要なことが直接できないので、それをどうするかということもありますし、普通の授業でやっていけばいいのですが、同じように体育や家庭、音楽など教科によってはやりやすいものとそうでないものがありますので、今後どういうところで、どういう授業をやっていくかということも、研究を進めていく必要があると思っています。

市としては、「まなびや」を流していますので、今後それぞれの状況に対応できるように、インターネット等もですが、きちんとコンピュータをそれぞれの子供たちが一人一台持てるような形でやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。私からは以上です。

今、私が言いましたことについて何かご意見等、質問、こういうことが考えられる等何かありましたらお願ひします。

藤原教育委員

ありがとうございます。  
教育長がおっしゃったことで若干、質問をさせていただきます。



佐々木教育次長	<p>質問としては、今、子供たちにオンライン授業が理想であり準備中ということをおっしゃいましたけれども、今現実にどの程度その準備というものが進行しているのかということ、公表できる範囲で結構ですので教えていただきたいということです。その際に、休校措置が続いておりますので、学校の再開との関係でどういう形で準備されているのかなというところもかかってくると思います。といいますのは、オンライン授業というものをやるとしても、いつの日か学校は再開されると思います。その再開する学校との、通常の学校との位置づけですね、オンラインがメインになってしまうのか、それとも再開された学校をメインとした形で、オンライン授業を何らかの補助的な授業として位置づけるのかといったところについて教えてくださいと思います。</p> <p>ただいまいただきました質問につきましてですが、今、国がGIGAスクール構想ということで施策を出していただいております。西宮市もその施策には乗っていくつもりで、今現在、具体的に申し上げますと6月の補正を目指して、事務を進めているところでございます。</p> <p>ただ、機器の発注等につきましては、全国的に発注時期が集中する可能性がございますので、明確にいつ入荷すると、あるいは子供たちの手に届くということをお知らせすることはできませんけれども、一人一台の実現に向けて今現在、事務を進めているということは、ここでお伝えをしておきたいと思っております。また、一人一台が実現しました折には、先ほど教育長が申し上げましたような課題の克服に向けて、何らか定時的なりモート授業の実施であるなど、あるいは顔の見える関係での教師と児童生徒とのやりとりなど、そういったものを少しデモンストラシーショナルにやった上で、今後やはり第2波、第3波ということが起こってほしくはないですけれども、そこも見据えてやっておかなければいけないと思っております。現在、世の中の状況を見ますと、こういった感染であるなど、あるいは自然災害であるなど、そういったことについても備えをしておく必要があるという意識を持っておりますので、そのような形で取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>後、学校の再開のことについてですが、もちろん学校が再開された折には、再開した学校を中心に授業を進めていくということについては、変わりはありません。</p> <p>ただ、学校の再開がいつになるかということにつきましては、この後21日に国が重要な発表を行うということも申しておるところもございますので、市の方向</p>
---------	--

	<p>性としては、今、各学校園長会とも連携をとりながら、具体的に話は進めているのですが、21日の発表でまた何らかの行動が変わる可能性もございますので、そのあたりを見て学校再開については、市民の皆さんにお知らせをしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。</p>
藤原教育委員	<p>はい。</p>
長岡教育委員	<p>オンライン授業の件ですけれども、授業の内容など、それから対象にもよると思うのですけれども、今後はリアルタイムであるその遠隔授業だけではなくて、オンデマンドでその録画をしたものを流す。あるいは資料を提示する資料提示型っていうのを、うまく組み合わせることがいいのかなと思います。子供たちは、やはり一本調子だと飽きてしまうもので、もちろんこれが長く続かなくて対面授業になることが望ましいのですけれども、うまく組み合わせるやることが重要なのかなと思いました。それから、本当に慣れていくために研修が必要だという話をしていただいたのですが、その教材を作るなど、配信するというその技術的な研修だけではなくて、このオンラインでやることによって、色々な著作権の問題など、小学生や中学生はそんなにないと思うのですけれども、高校生ぐらいになると、悪気はなくてもSNSなどで再配信、再配布してしまうというようなこともあると思うので、もちろんこれ教員側も研修を受けるべきだと思いますし、それから受ける側の生徒たちも、そういうことが重要なのだという、配信されている人たちだけに限定的に配られているものなのだという研修も同時にしていただきたいと思います。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p>
側垣教育委員	<p>時代に合わせて、教育の方向性も変わっていくということは、もう当然だと思うのですが、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、受け手の子供たちの側の環境整備、端的に言えば通信環境について全ての子供が同じような条件で受け取れるような環境を提供しないと、なかなかうまく進まないと思っています。家庭によってかなり差が出るでしょうし、現在もこのコロナで休校中に各学校で努力</p>

	<p>して、子供たちに課題を届けて、先生方は一生懸命努力されているのですけれども、うちの施設の子供たちの様子を見ていますと、午前中に課題をするのに必ず大人がついていないとなかなかできない。そういう子供たちも多いわけですね。そうするとやはりその家庭の学習についても、なかなかうまく進まない、そこで大きな差が出てくるということもあると思うので、特にこういう遠隔授業等になると、そういう環境によっての差、それから落ちついてその情報が受け取れる環境であるのかどうか、その辺りを適切な配慮を同時に進めていく必要があります。その中でやはり今まで課題としてきた家庭のいろんなものも、ある意味明確になってくると思うので、学校と家庭をどうつないでいくかという新しい課題も違った形で生まれてくるのかなと思います。そこにもやはり目を向けて、適切に対応する必要があると、私も考えています。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>先ほどのご質問の回答を受けて申し上げますが、側垣委員が先ほどおっしゃったように、オンライン授業というのもそうだし、今の課題をやっていくという形もそうなのですが、およそ小学生が自分で課題どおりやるということは、正直できる子は少ないのだろうなと思います。</p> <p>中学生以上になるとわからないのですけれども、何か感覚的には小学生で、その課題を自分でやっていくというのは、もうかなりタスクとしては難易度が高いのかなと思います。それはきっとオンライン授業も一緒に、教育長がおっしゃったように時間どおりきちんと見せるであるなど、見たことを文字に落とすことを自主的にできる小学生というのはどれほどいるのか、というところは非常に疑問です。ですので、少なくとも今の段階の議論では、オンライン授業というのをやるとしても、本来の学校の授業に対する補完的手段にならざるを得ないのかなと思います。</p> <p>オンライン授業に対する期待が非常に大きいというのは、例えばこの一月ほどの間に、任意の市民団体の方が取られたアンケートなどにも表れているところではありますが、それで全てが解決するのかといわれると、若干疑問なしとはできないところがあると思います。</p> <p>それよりは、今、休校措置が続いている状態で、これは5月21日の国の様子を見ないと何とも言えないということなのですが、やはり正常化に向けた努力はす</p>

重松教育長	<p>べきだと考えております。</p> <p>といいますのは、先週、日本医師会のCOVID-19有識者会議というところが発表した資料によりますと、学校や保育施設の閉鎖は流行阻止効果に乏しくて、逆にこのコロナウイルスに対する死亡率を高める可能性が推定されているという指摘がされているわけで、少なくとも子供の安全というものを理由にする限り、休校措置を続けることに対する合理性というのは余りないのかなということが、ここ一月、二月でわかってきたところではないかと思えます。</p> <p>ただ、保護者の中にも多様な意見があるというのは、承知しておりますし、先ほどご指摘したアンケートでも学校を開けるべきかどうかというところは、もういろんな意見が出ているようです。ただ、公教育が対象にすべき相手というのはやはり、家庭で自学自習がすることができないような人たち、それは色々な事情があると思えます。親の教育への熱意が低い家庭かもしれないし、親の仕事が大変であるなど、リモートワークというものが難しくて日中、子供を家庭に残しておかなくてはならない家庭かもしれない。そういう自学自習が難しい家庭、発達に課題があるお子さんかもしれません。そういう弱い立場にある人々を標準に考えるべきなのだろうと思えます。色々な立場の人がいらっしゃるというのは当然なのですが、公としては、そういうこのまま放っておくと、教育という面で一番格差の底に置いていかれてしまう人たちを基準に考えて、今後の学校再開云々も考えるべきだろうと考えております。</p> <p>ただ一方で、基礎疾患をお持ちのお子さんがいらっしゃる、家族に基礎疾患があるなど、そういった事情のある家庭もあると思えます。そういったところに教育の機会を確保するという、そういう視点から、例えば欠席しても欠席扱いしない、授業のフォローを行うなど、オンラインというのもその中の一つと位置づけ得るものなのかなと考えておりますので、そういった形でのフォローというのも配慮すべきなのかなと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかには意見ございませんか。</p> <p>今、色々な意見をいただきましたので、また教育のあり方を、しっかり考えていきたいと思えます。このオンライン教育についても十分研究しながら、きちんとしたものができるように実践していきたいと思えますので、よろしく願います。</p> <p>それではこれより審議に入りたいと思えます。よろしく願います。</p>
-------	--

学校給食課長	<p>まず報告第10号「学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校給食課長、お願いします。</p> <p>報告第10号「西宮市学校給食審議会委員委嘱の件」につきまして説明します。</p> <p>お配りしております議案と補足資料をご覧ください。</p> <p>本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について、調査及び審議いただく常設の審議会です。平成30年5月15日付で委嘱しました委員が、今月14日をもって2年間の任期が満了いたしました。委員のうち学識経験者、保護者代表の4名につきましては、3月11日の教育委員会議で可決されております。</p> <p>本日は、補足資料、関係行政機関職員、網掛けしている箇所について、学校の新たな体制が確定いたしましたので、委員を選出いたしました。</p> <p>新たな委員は、牛尾校長、岡校長、田中栄養教諭の3名で、前任委員の任期翌日の5月15日に委員委嘱しております。</p> <p>これらにつきまして、本審議会が常設である関係上、欠員補充を急ぐ必要がありましたので、教育長に対する事務委任などに関する規則、第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理による決定を行っております。</p> <p>任期は、条例に基づき2年とし、5月15日から2年後の令和4年5月14日までとしております。</p> <p>報告は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第10号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、議案第2号「西宮市立学校の学校事務職員の職務規程制定の件」を議題とします。</p>

教育職員課長	<p>教育職員課長、お願いします。</p> <p>それでは、議案第2号「西宮市立学校の学校事務職員の職務規程制定の件」につきまして、ご説明します。</p> <p>本件は、平成29年4月1日に文部科学省が、学校教育法の一部改正により、「事務職員は、事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改めたことに伴い、令和2年2月26日に兵庫県教育委員会がその趣旨に基づき、市町組合立学校事務職員の標準的な職務を見直しました。このことを受けまして、学校事務職員がその専門性を活かし、より主体的・具体的・積極的に学校運営に参画するため、責任の範囲をより明確化し、基幹的職員として職務を遂行することが重要であることから、所要の規程制定を行うものでございます。</p> <p>なお、添付資料としまして、兵庫県教育委員会の「市町組合立学校事務職員の標準的な職務について」の通知を添付しております。</p> <p>規程の内容でございますが、学校事務職員が遂行する職務について、細分化して職務内容を定めております。</p> <p>1ページ目から2ページ目の別表をご覧ください。</p> <p>表の中ほどでございます「分野及びその機能」の項目で、学校運営、学校財務、情報・文書等の機能を示し、その機能に沿った職務内容を細分化して定めることにより、認識の定着化を図っております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>2点ありまして、この議案第2号の別表というところで記載されているものは、この県から送られたものと全く一緒のものであるかということが1点と、後これまでは特に、こういう事務職員の皆さんの職務領域についての定めはなくて、今般から初めて制定されることになったのかというところ、以上お願いします。</p>
重松教育長	<p>教育職員課長、お願いします。</p>
教育職員課長	<p>こちらは、県の通知をもとにそのまま別表として使わせていただいているところ</p>

重松教育長	<p>でございます。</p> <p>規程といたしましては、今回が初めて列記をさせていただいた次第でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>生涯学習企画課長、お願いします。</p>
生涯学習企画課長	<p>議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」についてご説明いたします。まず、資料の中ほどの(参考)をご覧ください。</p> <p>「西宮市生涯学習審議会」は、社会教育委員会議を移行し、本年4月1日から市長の附属機関として発足いたしました。</p> <p>本審議会は、市として生涯学習を推進する要としての役割を果たすものであることから、市長と教育委員会の連携・協力関係を担保するため、市長が委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないものと条例で規定しており、別紙のとおりご意見をお願い申し上げます。</p> <p>3枚目の委員候補者名簿をご覧ください。</p> <p>このたびは、この名簿の下の市民のお二人、公募委員の委嘱についてのご意見をお願いいたします。</p> <p>本課において、4月に公募委員を募集したところ8名の応募がありました。5月12日に局長級・部長級を含む関係職員が選考会議を行い、小論文と面接結果を基に、市民活動の経験など地域への関心、生涯学習に対する問題意識、知識、表現力など、委員としての適性を総合的に評価した結果、こちらの2名を選考しました。</p>

重松教育長	<p>なお、公募委員の任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。</p> <p>お一人は、吉田昌明さん、福祉施設に勤務されている市内在住50代の方、もうお一人は、大部彩香さん、関西学院大学法学部3回生で、学内の野外活動関係のサークルの会長として活動中の方を候補者として選んでおります。</p> <p>各候補者の略歴につきましては、資料の4枚目、5枚目にお付けしておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。お願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第3号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第4号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地方教育行政法第26条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検・評価し、議会に報告するとともに公表しなければならないこと、また、この点検・評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。</p> <p>教育委員会事務局では、市で実施しております事務事業評価制度を活用する実施規定を設け、点検・評価を行っております。</p> <p>昨年度の事務事業評価アドバイザーにつきましては、三菱UFJリサーチ&amp;コン</p>



	<p>サルティング株式会社の善積康子主席研究員にお願いしておりましたが、選任から3年となりましたことから、本年度の事務事業評価アドバイザーにつきましては、関西学院大学、教育学部教育学研究科の佐藤真教授にお願いしたいと考えております。</p> <p>議案書の次のページをご覧ください。</p> <p>佐藤氏は、教育学をご専門とし、日本カリキュラム学会常任理事や日本教育学会理事、中央教育審議会専門委員など、教育に関わる学会の理事、審議会委員を多数歴任され、豊富な知見と深い知識に基づく、専門的な見地からの分析・アドバイスが期待できると考えております。</p> <p>以上を鑑みまして、佐藤氏が本年度の事務事業評価アドバイザーに適任であるとと考えております。</p> <p>なお、次のページに、参考資料といたしまして「事務事業評価制度を活用する実施規定」と昨年度の「意見書」を添付しております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第4号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第11号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)(4月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」、報告12号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第3号)(専決処分 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>まず、報告第11号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)(4月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたしま</p>

す。

議会への予算案の提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。

本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により4月21日付で決定いたしました。本日、同条第3項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

それでは、資料の3枚目、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

上の表は歳入予算で、一番下の合計欄157万円を増額し、補正後の額を30億4,900万2,000円とするものでございます。

下の表は歳出予算で、一番下の合計欄930万1,000円を増額し、補正後の額を243億5,516万6,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。歳入補正予算の明細でございます。

「公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金」は、新型コロナウイルス感染症対策として、公立幼稚園に配布する保健衛生用品の購入に要する経費に対する県からの補助金で、歳出でご説明いたしますサーモグラフィカメラの幼稚園に係る購入分について、157万円を増額するものでございます。

次のページをご覧ください。歳出補正予算の明細でございます。

「学校保健管理事業経費」は、臨時休校中の市立学校園の再開に際し、児童生徒の体温チェックを実施し、スクリーニングを行うことで体調不良者の検温へ繋げるため、サーモグラフィカメラを購入し、市立学校園に配備するもので、930万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、報告第12号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算（第3号）（専決処分 教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。

本件につきましても、報告第11号と同様に、4月30日付で、市長により補正予算が専決処分されましたが、専決日との関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、4月28日付で教育委員会としての意見を決定いたしました。同条第3項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

資料の3枚目、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入予算の補正はございません。

下の表は歳出予算で、一番下の合計欄、全体で1,022万1,000円を増額

<p>重松教育長</p>	<p>し、補正後の額を243億6,538万7,000円とするものでございます。 次のページをご覧ください。歳出補正予算の明細でございます。 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした、なるお文化ホールと公民館の臨時休館に伴い、「高等学校維持管理事業経費」で68万円、「公民館管理運営事業経費」で954万1,000円、過年度使用料還付金を増額補正するものでございます。 説明は以上です。</p>
<p>藤原教育委員</p>	<p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>補正予算の方で幾つか質問をさせていただきます。 この補正予算で歳出が増えたという分が、サーモグラフィカメラを購入されるということなのですけれども、まず、幾つのサーモグラフィカメラを購入するのか。といいますのは、学校の数だけ、各学校に1台ということで調達されるのかなと推測しますが、幾つからというところと、後その数を現実問題として、調達できる見込みがあるのかということ。後その学校保健管理事業という名目なのですが、新型コロナウイルスの感染症防止対策ということで、お金を使おうということになったと思うのですが、サーモグラフィカメラを購入しようと、それを選んだというところに、どういう議論があったのかというところを教えてくださいと思います。</p> <p>後もう1点、今後、学校が再開されてサーモグラフィカメラを設置したとして、児童の検温をして、では果たして高温の児童がやって来ましたといったときに、その子をどうするのかというところを今、わかっている範囲で確認できたらと思います。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>3点ですが、佐々木次長。</p>
<p>佐々木教育次長</p>	<p>まず1点目、サーモグラフィカメラの導入台数ですけれども、おっしゃっていたとおり各校1台を予定しております。 調達の見込みにつきましては、本市におきまして、これの決定が速かったので、何とか調達ができる見込みになっております。ただ、台数が非常にかさむもので</p>

	<p>すから6月中ぐらいという予定で今のところ調達を進めているところでございます。</p> <p>後、選んだ理由ですが、当初からこの近隣の施設におきましても、お客さんを入れるときに、サーモグラフィカメラで入ってくる入場者の様子を観察しているという実例もございまして、何校かの学校の方から、そういった手当はできませんかというご質問をいただいております。加えて、非接触型の体温計の購入も考えたわけなのですが、その辺りの調達が非常に難しいといういきさつもございました。その辺り、トータルに考えたときに、サーモグラフィカメラを購入することで、学校や、あるいは検温をせずに登校させる保護者がおられるのではないかとという市民から、不安の声も聞かれましたので、そういった場合も少し距離を置いたところから、子供たちの体調を大ざっぱに見ることができるという、そこではスクリーニングという言葉を使っておりますが、第1次のスクリーニングをするには、使い勝手がよいのではないかとという理由で、購入を決めたところでございます。後、スクリーニングをした後、どのようにするかということなのですが、もちろん疑わしい生徒につきましては、少し別の場所に移しまして、正確な検温をさせるという流れ、フローを今作っております。そのようなフローを学校に示した上で有効活用していただけるように取り組んでいきたいと考えているところです。</p> <p>ただ、家庭で検温をしてくるということが基本になりますので、そのチェック表でまず確認をするのですが、それができていない児童生徒が、スクリーニングの対象になるかなと考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>説明、よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第11号及び報告第12号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>報告第13号「学校医の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p>

<p>学校保健安全課長</p>	<p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>「学校医の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第13号をご覧ください。</p> <p>鳴尾北小学校の内科学校医の解嘱及び委嘱に当たり、令和2年5月14日に、教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第2項の規定による、教育長の臨時代理により決定しましたので、第3条第3項の規定により、教育委員会に報告いたします。</p> <p>前任の学校医から、体調不良により辞退の申し出があり、学校医交代となりました。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第13号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、議案第5号「令和3年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件」を議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>

重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第5号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>恐れ入りますが、傍聴の方はここで退出をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>
重松教育長	<p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>議案第6号「義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第7号「西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第8号「西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第9号「西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第6号から第9号について、説明させていただきます。</p> <p>この四つの議案は、いずれも教科書採択にかかる選定委員会の構成員についてです。この四つの組織は、いずれも教育委員会の附属機関になっております。附属機関の委員は、所属する執行機関の委嘱を必要といたしますので、本会議において審議をお願いいたします。</p> <p>各選定委員会の委員を説明いたします。</p> <p>まず、議案第6号の義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員です。</p> <p>上限は9名でその構成は、学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員となっております。学識経験者は、教育系の学部学科を設置している市内の大学からの推薦者1名。保護者代表は、PTA協議会からの推薦者2名が参加いたします。関係行政機関職員として、中学校長2名、中学校教員2名、事務局より学校教育課の課長と係長が参加いたします。教員が2名とも中学校教員となっているのは、中学校の全ての教科書について採択が行われることに対応するためです。</p> <p>その名簿にありますように、丹羽先生につきましては、今回、関西学院大学より</p>

重松教育長	<p>ご推薦いただいております。岩本委員、田中委員につきましては、PTA協議会からの推薦です。垣内校長先生以下4名は、校長及び主幹教諭となっております。残り2名は、事務局職員です。</p> <p>続きまして、議案第7号の西宮高校の選定委員会委員です。</p> <p>上限15名と定められており、西宮高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を15名推薦していただいております。</p> <p>学識経験者の大阪市立大学の添田教授は、西宮高校の学校評議員を務められたこともあり、西宮高校の生徒の様子も、よくご理解いただいております。保護者代表の中原様はPTA代表でいらっしゃいます。野川校長以下は、西宮高校の教員です。</p> <p>続きまして、議案第8号の西宮東高校の選定委員会委員です。</p> <p>上限15名と定められており、西宮東高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を15名推薦していただいております。</p> <p>学識経験者の向田先生は、元親和中学・親和女子高等学校の校長であり、教育について広い見識を持たれています。保護者代表の悦永様は育友会代表です。白井校長以下は西宮東高校の教員でございます。</p> <p>続きまして、議案第9号の西宮養護学校の選定委員会委員です。</p> <p>上限18名で、西宮養護学校校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を16名、推薦していただいております。</p> <p>学識経験者の中村先生は、元西宮養護学校の校長先生で、特別支援教育に造詣が深く教育相談や講演などの活動をされております。保護者代表の井上様は、PTA会長です。</p> <p>説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ議案第6号から第9号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
-------	--

<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第10号「高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」、議案第11号「甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校管理課長、お願いします。</p>
<p>学校管理課長</p>	<p>議案第10号及び第11号を一括して、ご説明いたします。</p> <p>まず、議案第10号の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号「高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」でございます。</p> <p>以下、当該工事を「高木小学校改修工事」と申し上げます。</p> <p>高木小学校改修工事にかかる工事請負契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を、別紙のとおり決定するものです。</p> <p>別紙につきましては、次の2ページに記載しております。</p> <p>高木小学校改修工事にかかる工事請負契約締結について、異議はありませんという内容でございます。</p> <p>次の3ページ目からが、6月議会に提出する議案書の案となっております。</p> <p>今回の契約の目的は、高木小学校改修工事、契約金額は6億4,356万6,000円、契約の相手方は、三日月建設・国松工務店特定建設工事共同企業体です。</p> <p>工期は令和3年4月30日、工事概要は、南棟長寿命化改修工事、体育館棟長寿命化改修工事、南棟長寿命化改修工事に伴う教室転用工事となっております。</p> <p>次の4ページに、入札結果を記載しております。</p> <p>記載のとおり、応札業者は1者で、2月25日に開札したところ、1回目及び2回目の入札において、予定価格未満の入札がなかったため、入札打ち切り後の随意契約により決定しております。</p> <p>入札打ち切り後に提示された金額については、予定価格以内であり、かつ低入札に関する調査基準価格以上の価格であったので、2月25日に施工計画評価型総合評価落札方式により決定されたものでございます。</p> <p>次の5ページと6ページが、その共同企業体のそれぞれの企業の経歴表です。</p> <p>7ページが付近の見取図。</p> <p>それから8ページが、敷地内の配置図に工事内容を落とし込んだものとなっております。</p>



ります。

続きまして、議案第11号の1ページをご覧ください。

議案第11号「甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」、です。

以下、当該工事を「甲東小学校改修工事」と申し上げます。

甲東小学校改修工事にかかる工事請負契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を、別紙のとおり決定するものです。

別紙につきましては、2ページに記載をしておりますが、異議はありませんという内容でございます。

次の3ページからが、6月議会の議案書の案となっております。

契約の目的が、甲東小学校改修工事、契約金額は2億6,067万8,000円、契約の相手方が、三日月建設株式会社です。

工期は令和3年6月30日、工事概要は、北東棟大規模改修工事、南棟保健室及び普通教室入替工事でございます。

4ページに、入札結果を記載しております。

こちら、先ほどご説明申し上げました高木小学校改修工事と同様、応札業者は1者で、2月25日に開札したところ、2回目の入札でも成立しなかったため、入札打ち切り後の随意契約によって決定しました。

入札打ち切り後に提示された金額については、予定価格以内であり、かつ低入札に関する調査基準価格以上の価格であったので、2月25日に施工計画評価型総合評価落札方式により決定されたものでございます。

5ページが、企業の経歴表です。

6ページが付近の見取図。

それから、7ページが敷地内の配置図でございます。

なお、「高木小学校改修工事」及び「甲東小学校改修工事」の両工事につきましては、令和2年度の夏休みから本格的に工事を開始する予定でしたが、夏休み期間中に授業を実施する場合に支障が生じないように、工期を組み替えるなど、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に行った上で、学校の意見を踏まえながら慎重に進めることと考えております。

また、今後の進捗次第では、工期延長等による変更契約の可能性もあると考えております。

説明は、以上でございます。

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第10号及び第11号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第12号「西宮市立学校条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>学校改革課長、お願いします。</p>
学校改革課長	<p>議案第12号「西宮市立学校条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>この条例改正案は、令和2年度の2学期より、生瀬小学校内に移転する予定の生瀬幼稚園に関して、住所を変更するものでございます。</p> <p>第2条、名称及び位置の生瀬幼稚園の部分を西宮市生瀬町2丁目3番16号から西宮市生瀬町2丁目26番24号へと改めます。</p> <p>資料として新旧対照表も添付をしております。</p> <p>施行日は、令和2年9月1日としております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第12号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>議案第13号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第4号)(5月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>議案第13号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第4号)(5月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料の3枚目、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>上の表は歳入予算で、一番下の合計欄1,792万7,000円を増額し、補正後の額を30億6,692万9,000円とするものでございます。</p> <p>下の表は歳出予算で、合計欄2億609万6,000円を増額し、補正後の額を245億7,148万3,000円とするものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。歳入補正予算の明細でございます。</p> <p>「学校臨時休業対策費補助金」は、後ほど歳出でご説明いたしますが、学校給食を滞りなく再開するための、学校給食調理業者等に対する補助について、国の補助事業対象となるため、1,792万7,000円を増額するものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。歳出補正予算の明細でございます。</p> <p>表の事業名一番上「職員の給与費」と、上から5番目の「職員の給与費(高等学校)」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けた市民や事業者に対する支援等に資するため、教育長及び教育次長の給与につきまして、全体で230万7,000円を減額するものでございます。</p> <p>次の「奨学事業経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、家計が急変した世帯を支援するため、奨学金の給付対象を拡大するもので、2,365万5,000円を増額するものです。</p> <p>「小学校就学奨励助成事業経費」、「中学校就学奨励助成事業経費」につきましても、家計が急変した世帯を支援するため、就学奨励金の給付対象を拡大するもので、それぞれ8,542万6,000円と7,541万円を増額するものです。</p> <p>「高等学校管理運営事務経費」につきましては、市立高校の緊急学習支援事業として、現在臨時休業中の市立高校に、学習支援アプリを導入、双方向のコミュニケーション機能を活用し、授業動画の配信や、自宅で学習する生徒の教育相談、健康管理などを実施するため、630万7,000円を増額するものです。</p>

	<p>「給食管理運営事業経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症終息後に、滞りなく給食を再開するため、学校給食調理業者に対し、衛生管理の徹底・改善を図るための経費を補助する「衛生管理改善事業補助金」551万6,000円と、学校給食用米飯・パン業者に対し、臨時休業に伴いキャンセルを行った加工賃の一部を、事業継続に要する経費として補助する「臨時休業支援補助金」1,208万9,000円、合わせまして、1,760万5,000円を増額するものです。</p> <p>なお、この事業に要する経費につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、国の補助事業を活用いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>3点ございます。</p> <p>まず1点目、これは私の無知な部分なのですが、報告第11号もやはり同様に補正予算に関する教育委員会関係の部分ということなのですが、この公開にする部分としない部分で、位置づけにどういった差があるのかというところを教えてくださいと思います。</p> <p>それが1点目で、2点目が「職員の給与費」ということで、これは教育長と次長の給与の削減と伺って、若干びっくりしておったわけなのですが、ほかにも職員の方の給与を下げていくということが全庁的に行われているのかというところでは、個人的な意見を申し上げます、給与の削減というのは、絶対やるべきではない話だと思っております。</p> <p>3点目が、この「高等学校管理運営事務経費」のところ、600万ぐらい補正額が出ている件なのですが、市立高校への学習支援アプリ導入ということなのですが、具体的にはどのようなものを導入されたのかを伺えたらと思います。</p> <p>以上、3点です。</p>
重松教育長	<p>3点につきまして、教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告と議案の違いということで、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律で、</p>

	<p>いわゆる予算案として上程するときには、教育委員会の意見を聴くことということになっております。今回の議案の方につきましては、5月臨時会が5月の22日を今、予定として動いておりまして、議案を発送するのが恐らく20日になるであろうというところで、議案を発送する前に予算案を教育委員会でご審議いただくために議案という形にしております。</p> <p>報告につきましては、もう既に議案、議会も終わっておりますし、後は市長の専決で処理をしております。その場合も本来でしたら教育委員会の意見決定の際には、ご意見をお伺いするということではございますが、期日の関係上それがかなわない場合は、教育長の事務委任で意見決定とさせていただいて、次の教育委員会において、報告させていただくという流れで作業しております。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	職員の給与につきまして、では、次長。
坂田教育次長	<p>職員の給与、特に今、教育長それと教育次長の分について、今回減額措置を取るという形です。これは考え方として、自主減額という形を取らせていただきました。いわゆる本体の給料なりということは一切変えずの中で、期間を限定して今回の場合は、今年度末までということですが、それぞれ期間限定して自主的に減額をするという形の中で、上程の中では不足をいじるという形でやっていくということです。</p> <p>今回につきましては、まず特別職の方ですが、背景には当然ながら今回の新型コロナウイルス感染症対策、社会経済情勢が、休業もある中で大変厳しい状況になっています。市民も皆さんそれぞれのところで、大変厳しい状況になっているということを受けまして、これから議会で提案されると聴いておりますのが、議会議員も自主減額ということで、議会の方でも15%の削減を今年度末までに行うと聴いております。</p> <p>これに合わせまして、いわゆる市の特別職、市長以下特別職ですが、特別職の中に市長、副市長から順にということになるのですが、市長、副市長については、議会と同じく15%と聴いております。</p> <p>そのほか教育長、それと合わせて水道事業管理者については、10%の削減と聴いております。後もう一人、特別職でいきますと、常勤監査委員、これを5%ということになっております。特別職の中で後、病院事業管理者という職もあるのですが、病院関係ということで、今回、最前線で頑張っているということにな</p>

	<p>りまして、これは今回の減額の対象にならないという形になっています。</p> <p>以上が、特別職でいずれも年度末まで、今回提案するという形で聴いております。</p> <p>一般職の中で、我々教育次長も含めてですが、局長級職員につきましては、特別職のこういう減額措置に合わせる形で、しかもこれも同じく病院の医療職の中の局長級という職をされている職員がおるのですが、医療職を除けた局長級職員についてのみ、特別に準じる形でなおかつ非常勤特別職の中の5%という一番低い率、これに合わせる形で今回、同じく年度末まで税込ベースの中で5%相当に当たります額を職員手当の方から減額するという形になります。</p>
重松教育長	後、高等学校のことを学校教育課長、お願いします。
学校教育課長	<p>高等学校の学習支援につきましては、まず西宮東高校の1年生から3年生。それから市立西宮高校の1年生、2年生につきましては、Classi（クラッシー）を導入していくということにさせていただきます。クラッシーにつきましては、既に授業動画がその中に含まれておりますので、その活用、それからクラッシーにつきましてはいろいろな機能がついておりますので、例えばアンケート機能などを利用しながら健康観察等、あるいは生徒の質問等を受け付けていくことができるということですので、そういった意味でも学習状況の把握、それから心身の状況把握ということで双方向ということが可能になるものでございます。</p> <p>それから市立高校、西宮高校の3年生につきましては、授業の進め方等がいろいろありますので、クラッシーということではなくて、Microsoft365の中のTeamsを使いながら教員の方は、実際に動画を作成しまして、全てというわけではないのですが、置きながらその動画を活用していく、それから学習のいろいろな支援、あるいはこういう課題の指示であるなど、そういったこともTeamsを使いながら双方向でしていくことができるということです。どちらの高等学校も既に無償期間等を利用して3月の下旬から4月にかけて既にスタートしており、その効果を感じているということがありました。今回、これらのことにつきまして、県立学校は、導入、選択はいろいろあるのですが、いずれかでそういったオンラインによる学習ができるように支援をするということ、それから周りの市町を見ましても、市立高等学校でいいますと、尼崎市や伊丹市でも同様の支援を行っていくということもありましたので、本市でもこれらに鑑みて支援という流れになっております。</p> <p>以上でございます。</p>

重松教育長	ほかにはございませんか。 よろしいですか。
側垣教育委員	特別職の方が減額されるということですが、我々教育委員はしなくて大丈夫ですか。その報道があったとき私も別に嫌だというわけではなくて、我々も協力しないといけないのかなと思ったので、大丈夫ですか。
重松教育長	大丈夫です。 よろしいですか。 ほかにはございませんか。 では、なければ採決に入ります。 議案第13号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  (異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、一般報告①「臨時休校中の児童・生徒の状況について」を議題とします。 学校保健安全課長、お願いします。  (非公開)
重松教育長	ありがとうございます。 ほかにはございませんか。 よろしいですか。 なければ一般報告①を終了します。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 ではこれをもって、第2回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。  (終了)